

令和4年3月25日 第36回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時38分

1 出席委員

1番 遠藤 勇	2番 石黒 彰	3番 遠國 和宏
4番 吉村 進	5番 岡元 義春	6番 榊原 武義
7番 宮口 孝治	8番 荻原 博佳	9番 鳥羽 秀男
11番 阿部 昇	12番 齋藤 陽敬	

2 欠席委員

10番 吉川 友二

3 議事に参与するもの

事務局長 山田 弘幸

総務担当主査 留田 篤史

総務担当主査 餌取 秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第36回農業委員会総会

令和4年3月25日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和3年度第36回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、10番吉川友二委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、6番榊原武義委員、7番宮口孝治委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきま

しては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾290番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、28,704㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっております。

なお、12月24日開催の全員協議会で、航空写真等により確認を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

○議長 6番、榊原委員。

○榊原委員 1番ですが、法定相続人がかなり高齢ですが、だれと確認しているのか。

○事務局長 足寄町に娘さんがおり、その方に確認しています。

○榊原委員 相続手続きが必要な方への対応はどうしているのか。

○事務局長 継続のお知らせの時に、法務局が発行する相続に関するパンフレットを同封し、相続手続きのご案内をしております。

○議長 ほかに質疑は、ございませんか。
(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和3年度第9号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番から3番までを説明します。1番から3番までは農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借されており、令和3年12月20日を持って期間満了となったため、農用地利用集積計画(賃貸借)を再設定する案件です。

それぞれの案件の設定内容につきましては、議案書のとおりです。

議案調査書のとおり、本件の賃借人はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 1番から3番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

4番を説明します。

局長。

○事務局長 4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町芽登

43番ほか16筆、計17筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、386,05.2㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に賃料ですが、1年間2,677,000円、10アール当たり6,900円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、上土幌町農業委員会から利用権の設定等をする者の離農に伴い、農地所有適格法人に賃貸したいとの相談があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、両方で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、賃借人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく、お願ひします。

○議長 4番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年度第36回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 38分 閉会

議長 齋藤陽敬

農業委員 柳原武義

農業委員 宮口孝若
